

提案する諸条例等の制定要旨

議案第51号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、県が実施する国民健康保険事業に要する費用を確保するため、国民健康保険税の税率を改正するもの、及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税限度額の引き上げをするものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からとし、令和4年度以後の国民健康保険税から適用すると定めています。